

<学界展望>

## 概念枠組みに準拠した IFRS 会計教育の進展<sup>1)</sup>

### Framework-based IFRS Teaching

来栖 正利\*

Masatoshi Kurusu

本稿は国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards、以下 IFRSs と略す) に精通した人材育成を指向する教授法の実践例を紹介した、セミナーの内容を述べるのが目的である。当該教授法の特徴は従来から重視されている判断力の改善に加えて、見積もりに基づく評価額の算定 (estimates) に関わる能力の改善を指向した教授法にまで拡充している点である。

キーワード：概念枠組み、判断力、見積もりに基づく評価額の算定、解釈指針

#### I. はじめに

本稿は国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards、以下 IFRSs と略す) に精通した人材育成を指向する教授法の実践例を紹介することが目的である<sup>2) 3)</sup>。IFRSs 教育の概要を紹介した来栖 (2010) は、その会計教育の提供目的が、公表された財務諸表数値から財務諸表作成者 (経営者) の意図および行為を適切に読み取る能力、つまり、財務諸表利用者が具備すべき判断力の改善にあることを指摘した。

前述した教育観を前提とした財務諸表作成者を念頭においていると想定される教授法の実践例を紹介することが本稿の目的である。そのさい、教授法の実践例として取り上げた三つの事例の概要を示す。前二者は有形固定資産と棚卸資産を適切に会計処理できる能力の改善を狙って作成された教材である。この教材は公認会計士になることを目指して勉強する学部学生を教育する目的で準備されている。残りの事例は連結範囲と親会社の支配を検討する経営大学院で学ぶ大学院生のための教材である。

前述の事例を活用するさい、学習者の受講歴を考慮した教授法を段階別に紹介したことは、IFRSs の会計教育が用意周到に開発されていることを意味する。というのは、三つの事例で学ぶ会計処理手続きが期間損益に影響を与える点を所与とすれば、当該教授法が経済実態を適切に財務数値に置き換える判断力の改善を指向するからである。これは経済実態に即した財務諸表を作

\*流通科学大学商学部、〒651-2188 神戸市西区学園西町 3-1

成する判断力の改善が有用な会計情報の提供に資することを意味する。

日本の大学教育における会計教育のあり方を考えるに当たって、本稿は基本的なヒントを提供できるだろう。例えば、IFRSs を熟知した会計教育は学習者の判断力の改善に着目する。これは制度会計の解釈を重視する日本の会計教育への固執がいずれ行き詰まることを暗示する。知識の蓄積を重視する会計教育からその運用および適用能力の開発を指向するそれへと教授法を変更することが日本の会計教育の質の改善に資するだろう。

以上のような IFRSs を熟知した人材養成を目指す教授法の開発を巡る背景を踏まえ、本稿は次の構成からなる。まず、概念枠組みに基づく会計教育の概要を述べる。次に、参加者に対してスピーカーが提示した教授法（実践例）を三つの事例に即して具体的に示す。そして、判断規準としての概念枠組みの質を強化する試みとそれを補完する解釈指針の役割について述べる。最後に、筆者（来栖）の IFRSs の会計教育に関する私見を述べ、本稿を終えることにする。

## II. 概念枠組みに基づく教授法

### 1. 概要

概念枠組みに基づく教授法とは、概念枠組みとして提示された諸概念 [IFRS (2000)] を特定の IFRSs と関連づける学習者の能力の改善を指向する教授法のことである。これは財務報告の一般目的に即して、報告実体が保有する経済資源の評価額、債権および債務の評価額、そして他の取引事象の評価額を適切に会計処理することとそれらの報告実務の適切な遂行能力の改善を指向する教授法が概念枠組みに基づく教授法であることを意味する<sup>4)</sup>。

概念枠組みに基づく教授法が開発されるに至った経緯を簡潔にまとめると次のようになる。各国または地域が独自の法制度を IFRSs の施行よりも優先させている現状を鑑みると、各国または地域で用いられている現行の制度会計は、税制および/または政府主導の規制の著しい影響を受けている。他方、IFRSs を導入している各国または地域でさえ、施行されている法制度は規範的な規則や業界固有の指針の準拠を優先させていた。

（会計）原則に基づいた基準書である IFRSs の強みは、各国または地域特性を考慮することなく広く使用できることである。これは財務報告の一般目的に即して作成される財務数値が、ある程度、論理的かつ首尾一貫した手続きを経て算定できることを意味する。財務数値の属性の質を維持するために必要なことは、財務諸表の作成に従事する人材が概念枠組みを規準にして経済実態を適切に会計処理できる優れた判断力を備えていることである。

概念枠組みに基づく教授法を実践することの強みは、優れた判断力をもつ人材を養成することによって、かかる能力の改善を実現できた人材が IFRSs を体系立てて理解できるようになるということである。体系立てて IFRSs を理解している人材は、自らの努力によって改善した判断力を用いて個別の IFRSs を適切に適用し、一定水準の属性を保持した財務数値を算定することができ

るようになると期待できる。

## 2. 学習モデル

財務報告の一般目的に即して財務諸表を作成する判断力を備えた公認会計士の養成を指向した、学部教育として提供すべき会計教育を次の三段階に分けた [図表 1] にまとめることができる。IFRSs に精通した人材の養成を指向する会計教育が学習者の判断力の改善を強調すると指摘した来栖 (2010) に加え、見積もりに基づく評価額の算定 (estimates) 能力の改善も指向していることが追加されたことは、教授法の改善を示す一つの証拠と言える。

[図表 1]: 公認会計士養成を指向した学部学生向けの会計教育モデル

	Stage-1	Stage-2	Stage-3
主要教材	IFRS (2010) に提示された財務報告の一般目的、質的属性、構成項目、そして認識基準の段落等	IFRS (2010) と小規模および中規模の報告実体のための IFRSs 等	IFRS (2010)、関連する公開草案、業界別の会計基準、解釈指針等
必要な能力	判断力や見積もりによる評価額の算定が必要なことに気づく能力	判断力と見積もりに基づく評価額の算定の精度の改善	判断力と見積もりに基づく評価額の算定の運用能力の強化
参照事項	ほとんどなし	関連する他の IFRSs	関連する他の IFRSs
関連科目	ほとんどなし	監査論、財務論、そして税務会計の関係への気づき	監査論、財務論、税務会計の駆使

## 3. 事例に基づく実践例 A

有形固定資産の評価額の決定と減価償却費の算定が従来から合理性を欠いた会計処理手続きの一つであるにも関わらず、この点に関する会計基準設定機関の関心度合いは低いものであった。ここで合理性とは、会計処理の合理性を意味するのではなく、経済実態に即して (1) 有形固定資産の評価額を決定し、(2) 当該評価額に基づいて減価償却費を算定し、その結果、(3) 適正な期間損益計算の実施によって有用な財務数値を公表することを意味する。

しかしながら、経済実態を適切に反映した会計処理手続きを用いて、有形固定資産の評価額や減価償却費を算定することは極めて困難な会計実践である。というのは、いずれを行うにしても、判断に基づく評価額の算定と見積もりに基づく評価額の算定という財務諸表作成者の価値判断 (恣意性) を完全に排除および/または制御できないからである。客観性を欠く不正確な評価額とはいえ、いずれも期間損益に多大な影響を与える [Upton (2010)]。

例えば、有形固定資産の評価額を決定する学習過程を取り上げ、各段階のポイントを [図表 1]

に即して示せば [図表 2] のようになる。

[図表 2] : 有形固定資産の評価額の決定-1

Stage-1	IFRS (2010) に列挙されている (a) 目的適合性と (b) 経済実態を適切に反映しているという属性を評価額が具備すべき根拠を説明せよ。
Stage-2	Stage-1 の課題を業種別に検討し、理解力を評価せよ。
Stage-3	IFRS (2010)、関連する公開草案、業界別の会計基準等を参考にしながら、有形固定資産を適切に会計処理する際に必要な判断を的確に行う理解力と運用能力を改善せよ。

次に、[図表 2] に示した学習段階において検討すべき具体的な項目を示せば [図表 3] のようになる。なお、[図表 3] のカッコ内に記載された項目は参照すべき IFRSs の基準書を略称している (IAS X は International Accounting Standards No.X の略)。

[図表 3] : 有形固定資産の評価額の決定-2

Stage-1	分類：ある項目を資産に分類するのか？ 再分類：なぜ、有形固定資産を他の資産と分けるか？ 定義：有形固定資産とは何か？ (IAS16)
Stage-2	有形固定資産を認識する際に必要な判断力に着目した教授 Q1：次の項目は有形固定資産の定義に合致するか？ ・土地と建物 {棚卸資産 [販売目的不動産]、投資目的不動産、有形固定資産} (IAS16, IAS2, IAS40, IAS41) ・植物 (農作物) が生えている農地 (IAS16, IAS41) ・番犬 (IAS16) ・動物の飼育係 (IAS41) ・動物園 (IAS41) Q2：Q1 を検討する際、どの時点で判断を下したのか？ ・有形固定資産が販売目的資産になるのはどのような条件がそろった時か？
Stage-3	Stage-1 で検討した有形固定資産を再分類する際に必要な運用能力の強化

#### 4. 事例に基づく実践例 B

次の事例は棚卸資産の評価額を適切に決定するために必要な判断力の改善を目的として作成された事例である。当該事例の概要を簡潔に紹介しておこう。White Oak Vineyards というワイン農園 (WOV と略す) は白ぶどうを育て、収穫した白ぶどうの一部を地元卸す一方、残りを白ワインに加工する企業である。2011 年 10 月 31 日期末時点において、WOV は期末に先立つこと数週間かけて収穫した 1,000 トンの白ぶどうを手元に保有している。

収穫した白ぶどうに配賦された総費用は CU900,000 である。収穫期における白ぶどうの市場価格は 1 トン当たり CU1,200 であった。収穫した白ワインのうち 700 トンをワインに加工するために保有し、残りの 300 トンを白ぶどうとして出荷することを WOV は考えている。期末時点における白ぶどうの比較可能な市場価格は 1 トン当たり CU1,250 である。WOV は白ぶどうを地元市場に販売するために、重要性の乏しい費用を負担する。

WOV はコンコードぶどうを他の農園から仕入れ、果物ジュース加工業者に転売もしている。コンコードぶどうを 1 トン当たり CU1,000 で 500 トン、同 CU1,100 で 1,000 トン、そして同 CU1,300 で 1,000 トンを期中に仕入れた。創業以来、転売目的で仕入れたぶどうの期末棚卸高を先入先出法に基づいて評価している。10 月 31 日に 1 トン当たりの販売価格 CU1,250 で当該ぶどうを 1,500 トン転売し、残りの完売を次年度に見込んでいる。

2011 年 11 月に行った会議において、経営陣はコンコードぶどうの販売価格が 1 トン当たり CU1,250 を維持することを示す予測、もしくは予測可能な将来の会計年度において値崩れする可能性があることを示す見込みを検討した。2011 年 10 月 31 日時点における財政状態変動表に公表すべき、転売目的で仕入れたコンコードぶどうの期末棚卸高の評価額の決定方法に関する議論を経営陣は行った。

上述の WOV に関する事業内容の概要を踏まえ、次の問題を考える実践例が示された。

- Q1: WOV が保有するぶどうの木、収穫された白ぶどう、コンコードぶどう、そして発酵ワインの評価額を算定するために適用可能な主たる会計基準(IFRSs または IAS)を指摘しなさい。IASB (2010a、2010b) の活用が期待される。
- Q2: IASB (2010c) を参考にしながら、収穫した白ぶどう、コンコードぶどう、そして発酵ワインの評価額を算定する WOV の立場にたつて、適用可能な概念と参照すべき段落を指摘しなさい。
- Q3: WOV が保有するぶどうの木、収穫した白ぶどう、コンコードぶどう、そして発酵ワインに関して、どのような情報を入手できれば投資家は当該情報を有用と判断するだろうか？当該情報がなぜ投資家に有用であるとあなたは考えるのか？
- Q4: WOV が保有するぶどうの木、収穫した白ぶどう、コンコードぶどう、そして発酵ワインの評価額を決定するために適用可能な IFRSs に基づいて、Q1 を解決する際にあなたが当該 IFRSs を選択した判断力を支える主要な原則を段落番号で指摘しなさい。次に、あなたが指摘した原則に基づいて、WOV が保有するぶどうの木、収穫した白ぶどう、コンコードぶどう、そして発酵ワイン、これらの測定基準と分類に関する 2011 年 10 月 31 日時点の財政状態変動表への報告様式を述べなさい。Q4 を解決する際にあなたが使用した原則は IASB (2010c) に記載された、Q4 を解決する際に適用可能とあなたが Q2 で判断した概念と首尾一貫しているか否か？
- Q5: コンコードぶどうの販売価格を 1 トン当たり CU1,250 で WOV が維持していると仮定しなさい。2011 年 10 月 31 日および 2012 年 10 月 31 日時点における期末棚卸評価額の決定方法を先

入先出法に基づいて決定した場合と加重平均法に基づいて決定した場合の WOV が作成する財務諸表に与える影響を分析しなさい。

## 5. 事例に基づく実践例 C

連結範囲の決定と親会社の支配との関係を資産の定義と照合しながら、財務報告の一般目的に合致する情報開示のあり方を議論する課題を三つ目の事例は扱っている。主要な概念は次の四つである。(a) 連結対象に含まれる/外れる子会社（ただし、親会社の支配下にある）を、連結資産の一部と考えるのか否か、(b) (a) を踏まえて、連結総資産の評価額が企業実態を忠実に反映した財務数値と言えるのか否かという課題である。

(c) 連結財務報告が親会社と親会社が支配するすべての実体（子会社）を含むという概念を前提とすれば、連結財務諸表を作成する報告実体はどの実体を支配しているのか、そして (d) 親会社が他の実体を支配していることを示す指標の妥当性を評価せよという課題である。この事例の焦点は、議決権の所有を通じた支配と他の要因に基づいた実質支配との違いを踏まえ、適切な評価額の決定方法を検討することにある。

これらの課題をコカ・コーラ社 (CC と略す) によるコカ・コーラ・エンタープライゼス社 (CCE と略す) の株式売却の事例を用いて検討した。この概要を簡潔に紹介しよう。CCE は議決権の 100% を CC が所有する連結対象にある完全な子会社である。しかしながら、1986 年、CC は CCE の発行済み株式数の 51% を一般公募により売却した。CC が CCE の議決権の過半数を所有する大株主ではなくなったものの、両社は密接な関係を維持している。

CCE が稼得する収益の大半はソフト・ドリンクであるコカ・コーラの売上げによるものである。CC と CCE の本社はアトランタにある同じ建物の中にある（両社の本社所在地が同一住所であるということである）。CCE の取締役会は CC の執行役員の何人かが兼任している。そして、CC は持分法を用いて CCE への投資を評価し、これを CC が作成する連結財務諸表に開示している。

Q1:CCE の発行済み株式数の 51% を CC が売却した後、CC は CCE の支配を失ったのか否か？

Q2:CC と CCE を含む財務報告は投資家に有用な情報を提供するだろうか？ Y/N Why?

Q3:CC による CCE の支配形態が異なるものの、両社の関係が変わっていないにもかかわらず、

CCE の発行済み株式数の 51% を、なぜ CC が売却したとあなたは考えるか？

最初に、これらの質問は会社が複雑な法的構造を有するものの、連結財務諸表の作成者である報告実体と他の実体とを単一の経済実体と見なしていることを大学院学生に理解させることを意識している。次に、連結財務諸表の分析を通じて、投資家は CC と CCE を一つの経済実体と理解する。これは法人概念が実体に影響を及ぼしているものの、投資家の企業評価を決定付ける要因ではないことを大学院学生が理解することを示唆する。

連結範囲の決定規準は発行済み株式数の所有度合いに基づく実体の支配に基づいている。この

支配概念は資産の定義に由来する。しかしながら、議決権の所有比率だけに基づいた支配概念は実体を支配している状況を適切に示すとは言えない。法人概念は、担保設定や各種請求権の行使や決済を通じて、実体の範囲を制限する。これらの事項を踏まえ、連結範囲の決定要因の強みと弱みを考慮し連結財務諸表を理解する必要がある。

### Ⅲ. 概念枠組みの補強手段

#### 1. 解釈指針の役割

前述の概念枠組みに基づく会計教育は学習者に対して IASB (2010c) の徹底理解を求めている。この教育目的は IFRSs に基づいて財務報告の作成に携わる学習者の判断規準として IASB (2010c) の的確な適用能力の育成にある。とはいえ、IASB (2010c) がすべての事項を網羅し得ないこと、かつ洗練された概念枠組みに改訂するまでにコストを要することを踏まえ、IASB (2010c) を補完する解釈指針を適宜公表している。

解釈指針を公表することによって果たす主たる役割は次の通りである。第一に、IFRSs の適用を説明すると同時に IFRSs が個別に取り扱っていない財務報告問題に関するタイムリーな指針を提供することにある。第二に、各国または各地域で機能する現行会計制度に代わって IFRSs の円滑な導入に向けた収斂作業を実現し、IFRSs と現行制度会計との間で生じている会計問題を高い水準で解決する機能を果たすことにある。

第三に、目的適合性を有する IFRSs に記載された原則が多様な財務報告手段を絞り込む機能を果たすのか否かを検討することにある。第四に、IASB (2010c) に記載された原則に基づいて財務報告を作成する際、その作成者が財務報告基準を適切に解釈できる助けとなることにある。以上から、IFRSs および IASB (2010c) と早急に解決すべき財務報告問題とを円滑に関連づけることが期待されている。とはいえ解釈指針の弱みは次の通りである。

まず、IFRSs が規範的なルールに基づいた財務報告基準であることに起因して、解釈指針の有効性が制限されてしまう。そして、解釈指針が経済事象をどれだけ忠実に財務報告に反映させることができるかということ、そしてそのための基本的な財務報告問題の抽出に固執するため、解釈指針に基づいた財務報告の作成が IFRSs と IASB (2010c) との首尾一貫性を損なうことになりかねないという矛盾を生み出す結果になっている。

例えば、除去費用 (stripping costs) に関する会計処理の例を用いて上述の点を確認する。ここで除去とは、一定の埋蔵量が確認されている鉱物から不純物を取り除くことを意味する。除去費用の会計問題は鉱物の生産段階で発生する除去費用を適切に処理することである。現行の会計処理は生産段階に入る前に生じた除去費用を一般的に (繰延) 資産とする一方、生産段階で生じる除去費用を棚卸資産の一部として資産計上することを認めている。

しかしながら、IASB (2010c) は (1) 除去費用の分類が非流動資産なのか棚卸資産なのか、(2)

除去費用を費用、再評価、または減損損失のいずれの測定として扱うべきなのかという点に対して明確に述べていない。以上から、①既存の IFRS が適切に取り扱っていない会計問題であること、②多様な会計実務が認められていること等に起因して、除去費用を巡る会計処理に対する解釈指針の提供が財務報告の改善に役立つと考えられたのである。

## 2. 内包する課題

上述の教授法は報告実体が日々行っている取引に基づいて財務報告を作成する判断規準として IASB (2010c) を適切に身につけると同時に的確な運用ができることを学習者に求めている。この教授法は財務報告を作成する判断規準として IASB (2010c) が公平かつ正しく定義づけられていると仮定している。しかしながら、この仮定が成立し得ないことを IASB は十分承知の上で、IASB (2010c) の改訂を継続的に行っている。

資産および負債の定義は、いずれも、現在の時点から将来生じる可能性のある事象を含んでいる。例えば、資産とは、過去の取引または事象の結果として特定の実体が取得または支配している将来の経済便益である。この定義が内包する課題の一つは、実体が保有する財産の現在価値の一部を将来、実体に流入する経済便益で測定するという不確実性を含めざるを得ないことである。

同様な課題は負債の定義についても該当する。負債とは、過去の取引または事象の結果として、将来に他の実体に資産を移転または役務を提供するために、特定の実体の現在債務から生じている経済便益に占める将来の犠牲のことである。実体が保有する現在の負債の残高を財務報告上に公表するために、実体に流入する（だろう）将来の経済便益で測定するという不確実性を含めざるを得ないことである。

上述の資産および負債の定義が内包する課題から要約し得ることは、リスクを負担することと報酬を得ることが資産および負債の定義に該当しないということである。つまり、資産および負債を保有することの結果として、リスクを負担するという結果になると同時に、報酬を得るという結果になるのである。したがって、リスクを負担することと報酬を得ることは資産および負債、この両者の評価額に影響を及ぼすのである。

資産および負債の保有に対する前述の発想は企業という組織が保持する価値の評価を投資（リスク負担）に対する効果（リターン水準）に基づいている。とはいえ、この発想が（1）経営者による投資（経営資源の配分）とその効果に着目した発想なのか、（2）外部投資家による株式保有を通じた投資とその効果（株価の増減）に着目した発想なのか、または（3）（1）と（2）を念頭においた発想なのか否かを明確に判別することが困難である。

## IV. むすびに代えて

本稿は IFRSs に基づく会計教育の実践例を紹介した。とりわけ財務諸表作成者を念頭において

いると想定される教授法の実践例の紹介に焦点を絞った構成を本稿はとった。今回提唱された教授法の特徴は、従来から重視されている（会計処理手続きの選択に関連する）判断力の改善に加えて、（期末評価額の算定を念頭においた）見積もりに基づく評価額の算定（estimates）に関わる能力の改善を指向した教授法にまで拡充している点である。

最後に、筆者の私見を加え本稿を終えたい。期間毎および/または同一項目の処理案件毎、どの程度の論理的首尾一貫性を保持し得るのかという疑問を筆者（来栖）はもった。財務報告の作成に携わる人材の判断力および/または見積もりに基づく評価額の算定は会計担当者の恣意性の介入を必然的に伴う。介入する恣意性の水準を所与とすれば、首尾一貫した財務報告実務を担保する教授法を知りたいと願うのは筆者だけではないだろう。

首尾一貫した財務報告の作成が可能であることを仮定すれば、当該財務報告を通じて入手できる財務数値はその利用者に数値の単純比較を可能にするだけだろう。財務数値が実態を反映しているという意味は財務数値に「含蓄」があることを意味する。しかしながら、財務報告の首尾一貫性への固執は特定事象の属性の無視または平準化の指向を示唆する。これはその時々の実態を適切に反映した財務報告の作成にはならないことを示唆する。

首尾一貫した財務報告実務の実践を推奨することから筆者が推測することは、会計基準設定主体が財務数値に実態の「真理」の反映を期待しているということである。残念ながら、筆者は会計学を探究する目的を真理の追究と考えていない。むしろ、財務報告に何らかの利害を見出している関係者の対立を緩和することに役立つ（会計）ルール作りに寄与する研究分野の一つとして会計学が存在していると筆者は考えている。

前述した筆者の会計学に対する考え方に基つけば、概念枠組みに基づく IFRS 会計教育の動向を次のように自嘲的に筆者は評価する。それは時の経過に基ついて環境が変化する限り、特定の利害関係者に有利になるように、または不利にならないように、ゲームのルールを改変し、それを自ら声高に正当化する。同時に、この反対者を説き伏せ、かつ賛同者を得るための活動を、既得権益を保持し続けたい当事者は継続的に実施するだろう。

自嘲的な筆者の考え方が一定水準の妥当性を保持し得るのであれば、IFRS 会計教育に対して日本において会計研究および教育者がどのように対応するのかということを熟考し、対抗措置を講じていくことが有用である。日本における会計学研究および教育に関する「戦略」に基ついて、IFRS をどのように扱うのか、それはなぜか、そして、それで良いのかという疑問に答えるべく議論を重ね、出来るだけ高い水準で納得した上で IFRS 会計教育を受け入れることが重要である。

注)

- 1) 本稿はアメリカ会計研究学会（the American Accounting Association、以下 AAA と略す）の年次総会（コロラド州デンバー）に先立って開催された CPE（Continuing Professional Education）セミナーの内容をまと

めたものである。なお、セミナーの内容をできる限りわかりやすく紹介するために、筆者（来栖）が適宜補足説明を行っている。加えて、セミナーの内容に基づいて本稿を脱稿した。したがって、トピックス毎にスピーカーの名前を適切に提示することが煩雑になることを理由に、これを省略した。

当該セミナータイトルは IAAER-IFRS Foundation-IAS AAA CPE Session #44 である。開催日時は 2011 年 8 月 7 日（日曜日）の 13:00～17:30PM であった。プログラムは次の通りである（Coffee break 等を省略）。

13:00 Introduction to Framework-based Teaching.

Speaker: Ann Tarca, Professor of Accounting, University of Western Australia and Academic fellow: Education Initiative, IFRS Foundation.

13:15 Demonstrating Framework-based Teaching for CA/CPA stream Students.

Speaker: Donna Street, Professor of Accounting, University of Dayton and Past President and Director of Research and Educational Activities, IAAER (International Association for Accounting Education and Research) .

Speaker: L. Hal Rogero, University of Dayton and former Partner, Deloitte and former Controller, Mead and former member, FASAC (Financial Accounting Standards Advisory Council) .

15:15 Demonstrating Framework-based Teaching for MBAs.

Speaker: Alan Jagolinzer, Associate Professor of Accounting and Director of Ph.D. Program in Accounting, University of Colorado.

15:45 The Role of the Framework in IFRS Interpretation.

Speaker: Sara York Kenny, Member, IFRS Interpretation Committee and former member of the accounting faculty at the University of Utah.

16:15 Improving the Conceptual Framework.

Speaker: Jim Leisenring, Senior Advisor, FASB and former IASB (International Accounting Standards Board) member.

16:45 Roundtable Q&A

- 2) 本稿は会計教育または教授法という用語を文脈に基づいて適宜使い分ける。
- 3) 本稿は財務報告または連結財務諸表という用語を文脈に基づいて使い分けている。
- 4) 概念枠組みプロジェクトの概要については、例えば、来栖（2009）を参照されたい。

#### <参考文献・引用文献>

- International Accounting Standards Board (IASB) , 2010a, *A Guide through IFRS*, Part A, London, U.K.: IASB.
- , 2010b, *A Guide through IFRS*, Part B, London, U.K.: IASB.
- , 2010c, *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*, London, U.K.: IASB.
- 来栖正利, 2009, 「資本の論理と財務報告の論理」、『流通科学大学論集-経済・経営情報編-』、第 17 巻、第 2 号、pp.191-196。（Available at <http://www.umds.ac.jp/kiyou/k/17-2/k17-2kurusu.pdf>）
- , 2010, 「IFRSs 導入後を見据えた会計教育」、『流通科学大学論集-流通・経営編-』、第 23 巻、第 2 号、pp.155-162。（Available at <http://www.umds.ac.jp/kiyou/r/R23-2/155-162.pdf>）
- Upton, Wayne, 2010, *Depreciation and IFRS*, London, U.K.: IASB.
- （Available at <http://www.ifrs.org/NR/rdonlyres/F66005DC-4E6D-4900-B791-A72FCBEDB2C8/0/DepreciationIFRS.pdf>）